

## N事件(東京地裁 平25.2.19)【労判1073号26頁】

### 事案の概要・結果

病院Yに勤務していた看護師Xが、業務中、入院患者からの暴力により傷害を受け、その後適応障害になり、就労が困難な状況に至って休職していたところ、Yから解雇通告を受けたため、(1)暴力を受けたことはYの安全配慮義務違反によるものとして、債務不履行に基づく損害賠償を請求するとともに、(2)適応障害が業務上の傷病であることから解雇が無効であるとして、解雇後の賃金を請求した事案。

結果、一部認容。Yの安全配慮義務違反による慰謝料支払い。適応障害は業務上の傷病ではないとして解雇は有効とした。

### 判旨の概要

Xは看護師として業務中に、①認知症の入院患者から暴力を受けて傷害を負い、②休職した後の復職後に再度、別の入院患者から暴力を振るわれたとして、適応障害の診断を受け、就労困難な状態に陥って再び休職していたところ、休職期間満了による解雇通告を受けた。①及び②の事故は病院Y側の安全配慮義務違反によるものであるとして損害賠償を請求するとともに、解雇は業務上傷病の療養中になされたものであり無効であるとして未払賃金を請求した事案。

病棟において、看護師がせん妄状態、認知症等により不穏な状態にある入院患者から暴行を受けることはごく日常的な事態であったといえることができ、このような患者による暴行を完全に回避、根絶することは不可能であるとしても、病院Yとしては、このような事柄が看護師の身体、最悪の場合生命の危険に関わる可能性もある以上、看護師の身体に危害が及ぶことを回避すべく、最善を尽くすべき義務があったといえるべきであるとして、①の事故当時、病院Yは看護師全員に対し、ナースコールが鳴った際、直ちに応援に駆けつけることを周知徹底すべき義務を怠った結果、患者から暴行を受けたXがナースコールを押しているにもかかわらず、他の看護師2名は直ちに駆けつけることなく、その対応が遅れたためXに傷害ないし後遺障害を負わせる結果を招いたものであり、安全配慮義務違反があったとする一方、復職後の②の事故に関しては、病院Y側も産業医を交えて復職先に関する協議を重ね、それなりに慎重に対応していたといえることができ、安全配慮義務違反があったとはいえないとされた。

②の事故後の心理的負荷を原因として精神障害を発症し、休職をしている期間中に、病院Y側からなされた休職期間満了を理由とする解雇は無効であるとして、Xが行った賃金請求について、Xが従事していた業務と、適応障害発症との間に相当因果関係はなく、労働基準法19条1項の「業務上」の傷病と認めることはできないから、解雇は有効であるとして請求が棄却された。

## 2. 顧客からの暴行が問題となった裁判例②

### K事件(大阪地裁 平16.4.12)【判時1867号81頁】

#### 事案の概要・結果

病院の看護助手Xが主任看護師Aの指示によりベッドの上で激しく暴れる患者の体を押さえつける抑制作業に従事していたところ、患者に腕を噛まれてC型肝炎に罹患し後遺障害が残った場合に、病院Yに対して安全配慮義務違反による損害賠償を請求した事案。

結果、一部認容。ほぼ請求どおりの慰謝料支払い（2556万円）。

#### 判旨の概要

病院等の医療現場においては、様々な身体・精神症状を呈する患者を受け入れ、その治療のために種々の医療器具や危険な薬品を使用したりするなど、診療・看護に従事する職員にも危険が生ずる場合があり、特に、病原体による感染の危険にさらされているのであるから、使用者にあつては、管理体制を整え、適切な感染予防措置を講じるなど、被用者が安全に業務に従事できるように配慮すべき義務があるとした。

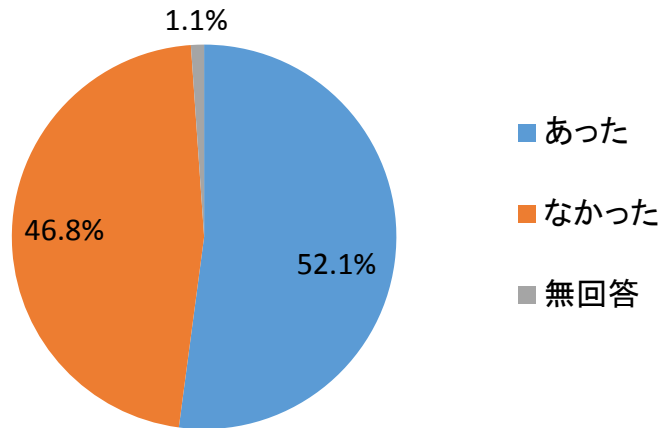
その上で、患者の抑制作業に従事していた病院の看護助手Xが、暴れる患者に腕をかまれてC型肝炎に罹患した事故につき、暴れる患者を押さえつけるという抑制作業には、患者から危害を加えられたり、病原体に感染するなど危険が伴うものであるから、その作業に習熟していない者に対しては、その作業を命ずべきではないのに、勤務してから約半年しか経過しておらず、それまで患者の抑制作業に従事したことも、抑制方法を学んだこともないXに、あらかじめ抑制方法や基本的な注意事項を説明するなどの教育を施すこともなく暴れる患者の抑制作業の補助を命じたものであり、Xが暴れる患者から暴行を受けて傷害を負い、それにより何らかの感染症に罹患することもありうることを十分予見できたと認められると判断し、病院Yには、安全配慮義務違反があるとして損害賠償が認容された。

○過去1年間における職員に対する院内暴力と暴言などの発生件数(1年間)

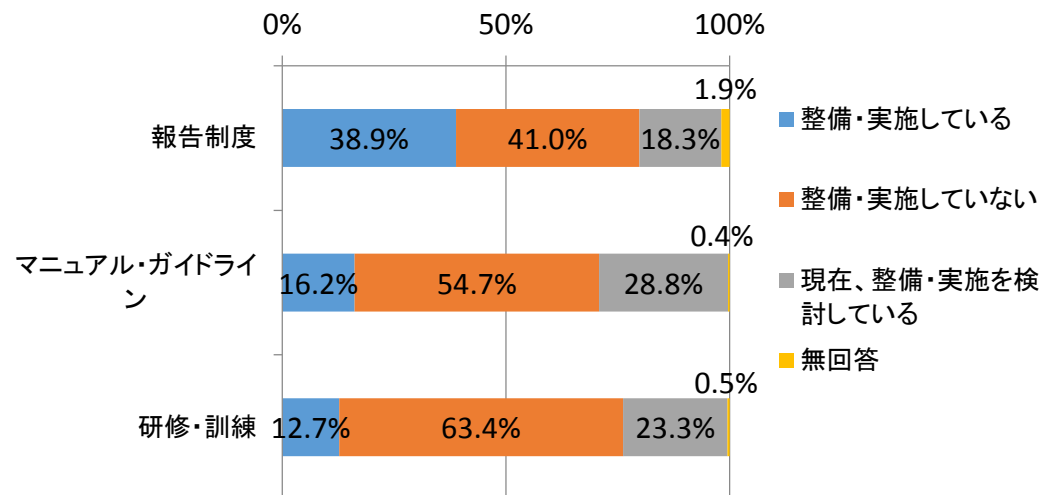
調査実施主体: 社団法人全日本病院協会  
 調査期間: 2007年12月20日から  
 2008年1月31日  
 調査対象: 社団法人全日本病院協会全  
 会員病院2248中、回答のあった  
 1106病院

内容	当事者	件数 (合計)	1施設あたり平均 件数、±標準偏差
身体的 暴力	患者本人によるもの	2253	3.91 ± 27.24
	家族、親族、患者関係者によるもの	62	0.11 ± 0.55
精神的 暴力	患者本人によるもの	2652	4.60 ± 23.14
	家族、親族、患者関係者によるもの	784	1.36 ± 5.69
セクハラ	患者本人によるもの	900	1.56 ± 16.23
	家族、親族、患者関係者によるもの	35	0.06 ± 0.52
その他	患者本人によるもの	173	0.30 ± 2.22
	家族、親族、患者関係者によるもの	23	0.04 ± 0.52
上記合計		6882	

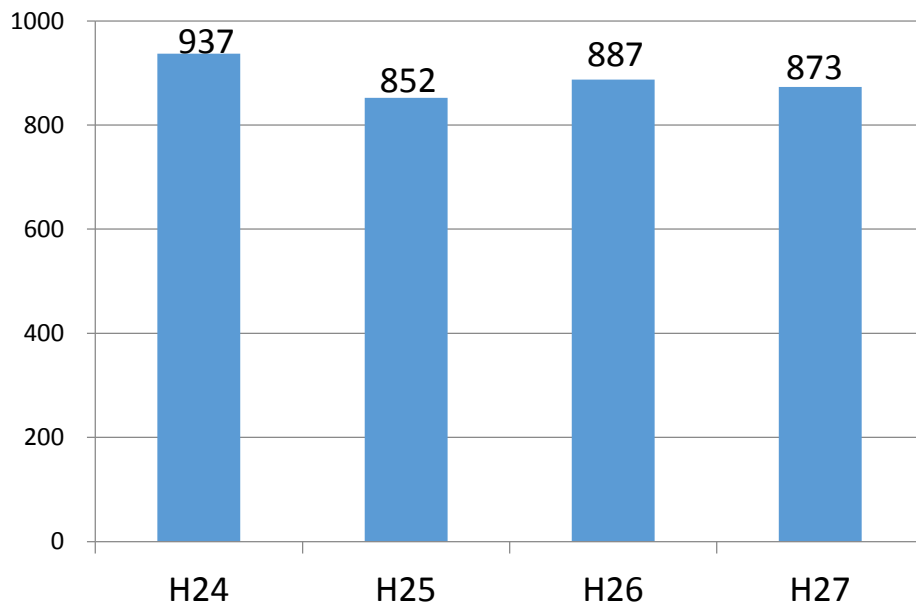
○過去1年間における職員に対する院内暴力  
 (身体的暴力・精神的暴力)の有無



○院内暴力に対する管理体制と対策の整備状況



## ○鉄道係員に対する暴力行為の発生状況



## ○暴力行為の抑止に関する主な取組

- ①警察官と連携した巡回・ガードマンによる巡回の実施
- ②所轄の警察署に依頼し、教習等で護身術訓練に参加
- ③ターミナル駅における「粗暴事犯防止(撲滅)キャンペーン」に参加
- ④暴力行為防止ポスターの掲出等の啓発活動
- ⑤防犯カメラ作動中のステッカーの貼付
- ⑥刺す叉、カラーボール、防犯ブザー等の防犯グッズの配備
- ⑦負荷により外れるネクタイの着用

## ○鉄道係員に対する暴力行為の主な事例

- ・ 特急電車に車掌として乗務し、車内巡視をしていたところ、酩酊状態の20歳代の男性がデッキで喫煙をしていた。喫煙をご遠慮いただくよう丁重にお声掛けをしていたところ、男性が「なんでいけないんだ」と激昂して、突然胸を数回殴打され、更に両手で強く胸を押され壁に背中をぶつけ負傷したため、駅に臨時停車して警察官に引き渡した。翌日、父親より謝罪の電話があり、後日、示談した。
- ・ 自動販売機の異常警報が鳴動したので対応したところ、酩酊した男性より「切符が買えない、どうなっているんだ」と申告を受けたため、確認したところ、ICカード挿入部に乗車券が詰まっていることが判明した。その後、同男性が壁を激しく叩いたので事情を聞くため事務室に案内したところ、右手で右胸を殴打された(骨折、挫傷など全治14日間)。加害者男性は東京簡易裁判所に起訴された。
- ・ 終着駅到着後の車内整理中、加害者が車内座席で寝ていたためお声掛けを行い、車掌と協力してホームに誘導したところ、いきなり顔面を殴打されるとともに右側頭部を殴られた(休業10日)。

など